

岩手県告示第154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第621号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 胆沢郡金ヶ崎町永沢地内（上永沢地区）及び奥州市前沢古城地内（古城南西部地区）
- 2 実施した期間 令和6年12月3日から令和7年2月14日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量